

公益社団法人新潟県社会福祉士会
生涯研修センター設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度基本規則第15条第1項および第2項に基づき、社会福祉士の専門性の向上のため、公益社団法人新潟県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の生涯研修センターの組織および運営等に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

(生涯研修センターの設置)

第2条 本会は、生涯研修制度を運用するため本会内に生涯研修センターを設置する。
2 生涯研修センターの事務局は、本会定款第2条に定める主たる事務所に置く。

(事業)

第3条 本会生涯研修センターは次に掲げる事業を行う。
(1) 社会福祉士会の生涯研修制度の広報啓発に関すること
(2) 基礎・専門課程のプログラム開発と評価に関すること
(3) 基礎研修課程の企画運営に関すること
(4) 専門課程（共通研修・分野研修）の企画運営に関すること
(5) 会員の研修履歴の管理に関すること
(6) 研修課程の修了認定に関すること
(7) 認定社会福祉士研修認証に関すること
(8) その他生涯研修の目的に沿うこと

(センター長)

第4条 生涯研修センターにセンター長を置く。センター長は本会会長とする。
2 センター長は、生涯研修センターの業務を掌握する。

(副センター長)

第5条 センター長は、生涯研修センターの日常業務を統括し円滑に執行するため副センター長を置くものとする。
2 副センター長は本会理事とする。

(組織)

第5条 生涯研修センターは、センター長のもとに、次に掲げる組織で構成する。
(1) 運営委員会

(2) 事務局

- 2 運営委員会は、生涯研修センターの管理及び運営に関する事項の検討・協議を行う。
- 3 事務局には、生涯研修制度を運営するために担当職員を配置する。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、センター長が招集する。

- 2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 本会正会員で社会福祉士の生涯研修に対し理解と熱意のある者
 - (4) 事務局
- 3 委員人数は、6人から10人とする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(生涯研修制度の体系)

第7条 生涯研修制度の体系は、社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度基本規則第8条に定める内容とする。

(他部門との連携)

第8条 生涯研修センターは、本規程第3条に掲げる事業の実施にあたり、本会他部門が主催する研修との連携・調整を図るものとする。

(庶務等)

第9条 生涯研修センターの庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、生涯研修センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会で協議し、理事会の承認を得るものとする。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。